

# 日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付実施要領

令和8年3月31日

訓令第5号

## 第1 趣旨

この要領は、日の出町省エネ家電等買換え促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、省エネ家電等の購入費及び設置費の一部を補助するに当たり、要綱第5条第1項に規定する関係書類を定めるほか、申込みの受付方法等必要な事項を定めるものとする。

## 第2 関係書類

要綱第5条第1項に規定する関係書類は、次の1から5までに定めるところによる。

### 1 領収書の写し

領収書の写しは、次の内容が記載されているものとする。

なお、購入は東京ゼロエミポイント登録の販売店とする。

- (1) 支払者名（領収書の宛名が申請者であること）
- (2) 購入年月日
- (3) 購入店名
- (4) 購入金額
- (5) 購入機器名（型番等）

ただし、領収書に型番がない場合は、型番が記載されている保証書等を別途提出

- (6) 内訳明細（購入品目・単価・リサイクル費・東京ゼロエミポイント等）

### 2 誓約書（別記様式）

申請者は、以下の項目について誓約し、同意するものとし、署名する。記名は直筆であれば押印は不要とする。

- (1) 日の出町に住民登録があり、かつ居住の実態があります。
- (2) 既存の照明（LED照明を除く）、冷蔵庫、エアコンディショナー及び給湯器を買換えるために、東京ゼロエミポイント登録の販売店で新品の省エネ家電製品等を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置します。
- (3) 世帯で本補助金について東京ゼロエミポイント以外の補助の申請を行っていません。
- (4) 申請者世帯は暴力団及び暴力団員ではありません。
- (5) 転売・譲渡等を目的としていません。
- (6) 虚偽の申請その他の手段により補助金の交付を受けたことが判明し

た場合は、補助金を速やかに返還します。

- 3 申請者本人の確認書類の写しは(1)～(4)のいずれかとする。
  - (1) 運転免許証
  - (2) マイナンバーカード
  - (3) 健康保険資格確認書
  - (4) その他、公的機関が発行している申請者の身分を証明するものとして認められるもの。
- 4 金融機関の通帳等の写し  
申請者本人の通帳又はキャッシュカードの写しを添付するものとする。

### 第3 交付対象者

補助金の交付対象数は予算の範囲内とする。

### 第4 申請方法

- 1 申請の受付は、次の場所及び方法で行う。
  - (1) 本庁舎2階  
協働推進課 環境政策係
  - (2) 郵送  
協働推進課 環境政策係宛て
  - (3) 代理人申請  
第2の3に規定する代理人本人の公的身分証明書及び申請者の委任状を添付することとする。(委任状については、申請者本人直筆の場合は押印不要)
- 2 申込み受付期間及び時間については、次のとおりとする。
  - (1) 窓口受付  
令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)午前8時30分から午後5時15分までとする。(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。)  
ただし、期間内であっても交付額が上限に達した時点で受付を終了する。
  - (2) 郵送受付  
令和8年6月1日(月)から令和9年1月29日(金)までとし、令和9年1月29日(金)の消印まで有効とする。  
ただし、期間内であっても交付額が上限に達した時点で受付を終了する。

### 第5 受付

- 1 提出された申請書兼請求書に記載された事項及び第3に規定する関係

書類を確認し、不備がなければ受付印を押して受け付ける。

- 2 不備があった場合は受け取らず、書類等を完成してから再申請とする。
- 3 郵送による申請書類の不備については、申請者に連絡を取り、速やかに修正させる。

## 第6 補助金の支払い

- 1 補助金は、申請者本人名義の口座に振り込むこととする。
- 2 振り込み時期は、交付決定通知後、概ね申請の翌々月末までに指定された口座に振り込む。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。  
(この要領の失効)
- 2 この要領は、令和9年1月29日限り、その効力を失う。ただし、同日までに要綱第5条の規定による申請がなされたものについては、この要領の失効後も、なおその効力を有する。